

西周時代の身分制

木村秀海

一 はじめに

周知のように殷・西周時代の身分制についての論考は多い⁽¹⁾。専論以外に記述中に言及したものも多い。ただ、それらには奴隸身分に偏っているという傾向があったことは否めない。特に一九五〇年代以降一九八〇年代までの研究にはその傾向が著しい。これはこの頃の古代史家が中國古代に奴隸制時代を強いて措定しようとしたことと無縁ではない。この傾向は無くなったわけではない。今も残滓を引き摺っていることがある。

西周時代を研究する場合、奴隸よりも、当時の社会基盤をなしていた庶人の研究こそが重要であろう。庶人は主要な農業の従事者であり、軍事にも関わり、社会全般がその行為によって支えられていた。庶人と田、庶人と徭税、庶人と官制、庶人と兵役・徭役など、庶人と諸般の関係を明らかにしてはじめて西周という王朝の性格や構造がわかると思う。

今までは奴隸制に注力され、庶人以上の階層に対する研究が少なかった。本稿はこのような反省から、少なくとも西周時代の身分制の上から下までの骨組みだけでも明らかにしたいと思つて書いた試論である。よつて細部まで検討

しているわけではない。

二 邑人と身分の骨組み

西周早期の爰作周公毘に臣三品という語がある。

1 爰作周公毘(集成四二四一)

隹(唯)三月、王令(命)爰(榮)眾内史曰、誓(介)井(邢)侯服、易(賜)臣三品、州人・重人・墉(鄘)人、捧(拜)頤(稽)首、魯天子造卒(厥)瀕(頻)福、克奔走上下、帝無冬(終)令(命)于有周、追考(孝)、对不敢豕(墜)、邵(昭)朕福盟、朕臣天子、用典王令(命)、乍(作)周公彝

この臣三品(州人・重人・鄘人)は、州族・重族・鄘族の族人ではなく、州邑・重邑・鄘邑の三邑に居住している邑人を指している。采土の賜与や諸侯の封建のときにはこのように複数(或いは単数)の邑人が采邑或いは領土とともに与えられるのが普通であった。邑人の内部がどのような構造をしていたかは、次に挙げる宜侯矢戩と大盂鼎の銘文から知ることができる。⁽²⁾

2 宜侯矢戩(集成四三二〇)

隹(唯)四月、辰才(在)丁未、王省珷王成王伐商囟、祐(誕)省東或(国)囟、王立(蒞)于宜、入土(社)南郷、王令(命)虔侯矢曰、酈(遷)侯于宜、易(賜)鬻(鬻)一卣、商(賞)鬲(瓚)一□、彤(彤)弓一、彤(彤)矢百、旅(旅)弓十、旅(旅)矢千、易(賜)土、卒(厥)川(剛)三百□、卒(厥)□百又廿、卒(厥)宅邑卅又五、卒(厥)□百又卅、易(賜)才(在)宜王人十又七生(姓)、易(賜)奠(鄭)七白(伯)、卒(厥)

盧「千」又五十夫、易（賜）宜庶人六百又□（十）六夫、宜侯矢揚王休、乍（作）虔公父丁墜彝。

3 大孟鼎（集成二八三七）

……夙（夙）夕鹽（紹）我一人羸（烝）四方、雩（于）我其適省先王受民受（授）彊（疆）土、易（賜）女（汝）鬯一卣・冓（禩）衣・市（紱）・鳥・車・馬、易（賜）乃且（祖）南公旂、用遷（狩）、易（賜）女（汝）邦嗣（司）四白（伯）、人鬲自馭至于庶人、六百又五十又九夫、易（賜）尸（夷）嗣（司）王臣十又三白（伯）、人鬲千又五十夫、逯（巫）竊酈（遷）自卒（厥）土、……

2は封建の例であるが、まず土田が賜与され、次いで人の賜与が行われている。その賜与された人を整理すると次の二種になる。

① 在宜王人十又七姓——宜庶人六百又□（十）六夫

② 鄭七伯——盧「千」又五十夫

①の「在宜王人十又七姓」は宜国の中心邑になる宜邑に居住する一七の姓族で、姓・氏を有し、宗・分族という宗組織を持つ人々のことである。彼らは王人と呼ばれるように王の臣（王臣）であるが、宗周に出て中央政府の官になるほど勢力はなく、邑の自治的管理が委ねられている後世の豪族・士のような者とその一族の人々である。それに隸属しているのが「宜庶人六百又□（十）六夫」と数えられている庶人である。庶人は『左伝』襄公九年の

其卿讓於善、其大夫不失守、其士競於教、其庶人力於農穡。商工阜隸、不知遷業。

によれば農民であるが、三年衛盂（集成 九四五六）

隹（唯）三年三月、既生霸壬寅、王再旂于豊、矩白（伯）庶人取董（瑾）章（璋）于裘衛、才（裁）八十朋、

卒（厥）貯、其舍田十田、矩或（又）取赤虎（琥）両、麇奉（載）両、奉（賁）輪（恰）一、才（裁）廿朋、其

舎田三田、……

によれば、庶人が商人として仲介業を果たしているので、商業が未発達なこの時代には庶人には商人が含まれていたようだ。

②の「鄭七伯」は伯という貴族的呼称から見て、①の一七姓と同様に姓・氏を有し、金文所見の多くの某伯と同様に宗・分族という宗組織を持つていた士であった。恐らく彼らは鄭地の複数の小邑から自己の宗氏・分族や隸属する盧とともに集められたのであろう。盧は来母魚韻で来母魚韻の虜と同音通仮する。虜は『史記』李斯列伝「慈母有敗子而嚴家無格虜者、何也」の司馬貞索隱に「虜、奴隸也」と云うが、隸民というほどの意味であったはずだ。大孟鼎の人鬲、即ち「自馭至庶人」と同じ人々を指していると思う。

3はすでに采邑・采土を有する貴族の孟にさらに人が賜与された例である。このときに賜与され新たに邑人となつた人々を整理すると、次のようになる。

③ 邦司四伯——人鬲自馭至于庶人六百又五十又九夫

④ 夷司王臣十又三伯——人鬲千又五十夫、

③④は後文に「亟かに職（意義不明）し、厥の土自り遷せ」とあるので、いずれも他の邑から転入させられる人々である。③の「邦司」は名称によれば周邦内の某邑の支配層であったようだ。伯という呼称から彼らが宗・分族という宗組織を有する士であったことがわかる。人鬲以下はそれに隸属している人々をいう。

④の「夷司王臣」とはもと東夷或いは淮夷の邑の支配層であったのが、周邦に組み込まれ、周王からその邑の管理を任された者という意味であろう。十又三伯は③の四伯と同様に宗・分族という宗組織を有する士のことである。人鬲については③のように「自馭至于庶人」と内容を説明していないが、略記しているのである。

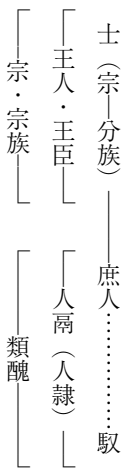
③④の「人鬲」は人と鬲でできた連語で、人は庶人、鬲は庶人を除く馭に至るまでの数種の隸民を指す。鬲は来母錫韻、隸は来母質韻であり、双声近韻で「隸」と通仮する。人鬲、即ち人隸という語は『後漢書』周嘉列伝に罵詈の語として見えるが、元代までも使用された隸民を指す語である。この人鬲(隸)という語は『左伝』定公四年の

故周公相王室以尹天下。於周為睦。分魯公以大路大旂、夏后之璜、封父之繁弱、殷民六族、条・徐・蕭・索・長勺・尾勺。使帥其宗、輯其分族、將其類醜。以法則周公。

に見える「類醜」に近い。というよりは同じものを指すだろう。条・徐・蕭・索・長勺・尾勺の六氏は宗・分族という宗組織を持っていて①②③④の士と同種のものである。類醜はそれらに将いられる人々であって、六氏とは直接の血縁関係はない。杜預注に「醜、衆也」と云い、『国語』周語上「況爾小醜乎」の韋昭注に「醜、類也」と云い、曖昧に表現しているが、具体的には「自馭至于庶人」階層の隸民を指す語であると思う。

ここまで所論は別稿「衆人新解―衆人為邑人説―」の一部をやや詳細に述べたものであり、その骨格を図示すると次のようになる。

【図1】



1の栄と3の盍はこのような構造をした邑人を銘文作成時に賜与され、もともと所有していた邑人に加えて、

孟の邑の新しい邑人組織を作った。こういう場合には新しい邑人組織はどのように変化しただろうか、散氏盤を見てもよい。

4 散氏盤（集成一〇一七六）

用矢戡（撲）散邑、廼即散用田、履自濼涉曰（以）南、至于大沽（湖）一奉（封）、曰（以）陟、二奉（封）、至于辺柳、復涉濼陟季（于）、馭（徂）濼（原）隄曰（以）西、奉（封）季（于）敝城・楮木、奉（封）于芻迷、奉（封）于芻道、内陟芻、登于厂淥、奉（封）剖柝・陔陵・剛柝、奉（封）于釐道、奉（封）于原道、奉（封）于周道、曰（以）東、奉（封）于幹（棹）東疆（疆）、右還奉（封）于眉（郟）道、曰（以）南奉（封）于儲述道、曰（以）西、至于唯（鴻）莫（墓）、履井（邢）邑田、自粮木道、左至于井（邢）邑奉（封）、道曰（以）東一奉（封）、還曰（以）西一奉（封）、陟剛（崗）三奉（封）、降曰（以）南、奉（封）于同道、陟州剛（崗）、登柝、降棧、二奉（封）、矢人有嗣（司）、眉（郟）田、鮮・且・微・武父・西宮襄、豆人虞兮・泉・貞、師氏右省、小門人繇、原人虞莽、淮嗣（司）工（空）虎宰、鬲豐父、唯（鴻）人有嗣（司）刑弓、凡十又五夫、正履矢舍散田、嗣（司）土（徒）逆由・嗣（司）馬鬲壘・甌人嗣（司）工駟君・宰德父、散人小子履田、戎・微父・効栗（懼）・襄之有嗣（司）棗・州臺（就）・倏從囑、凡散有嗣（司）十夫、唯王九月、辰才（在）乙卯、矢卑（俾）鮮・且・鬲旅誓曰、我旒（旣）付散氏田器、有爽、実余有散氏心賊、則爰千罰千、伝棄之、鮮・且・鬲・旅則誓、廼卑（俾）西宮襄・武父誓、曰、我既付散氏淫（隰）田・喆（眇）田、余有爽寤（變）、雪（隱）千罰千、西宮襄・武父則誓、卒（厥）受（授）凶矢王于豆新宮東廷、卒（厥）左執縷史正中（仲）農

散氏盤には矢と散の紛争の決着が田の譲渡ではかられたことが記されている。田の譲渡の次第が詳細に記してある。紛争の当事者の矢は銘文末尾に「矢王」とあるように邦君であり、畿内に独立国家を擁していた。もう一人の当

事者の散は散邑（銘文冒頭）の采主で、散伯毆（集成 三七七七、三七七八、三七七九、三七八〇）に

散白（伯）乍（作）矢姬宝毆、其邁（万）年永用

とあるように姫姓の貴族で、矢に娘を嫁がせるような一族の当主であった。田譲渡のときに矢側から一五人の有司が出席したが、邦君の有司なので検討対象から除く。散側からは一〇人の有司が主席した。その内訳は次のようになっている。

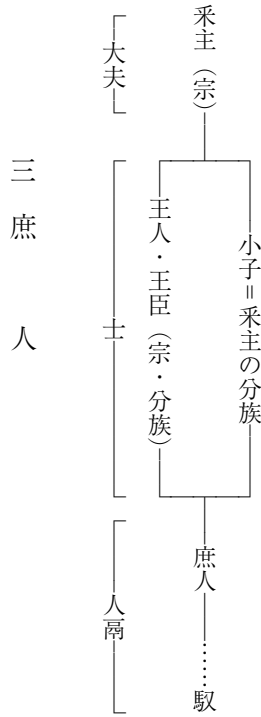
・ 官正で田の実地検証に出た者（四人）—— 司徒逆缶、司馬鬻鬯、甞人司工駮君、宰德父

・ 散人小子で田の実地検証に出た者（六人）—— 戎、微父、効權、襄之有司囊、州就、倏從囁

正（官正）の四人は司徒、司馬、司工、宰という散側の官組織のトップ四人であるのに、なぜ散人の小子が出てくる必要があるのか。小子とは分族の長（小宗の長）である。それが官正とともに実地検証をしている。官正は官のトップであるから、官正による実地検証があつたらそれ以外の者の実地検証は必要ないのに、なぜ小子による実地検証が必要なのか。恐らく采主の宗氏・分族の承諾なしには宗族の共有財産である土田の増減が承認されなかつたからであらう。このように小子は宗族にとつては重要な族員であつたが、彼らは必ずしも官正の地位を占めていない。散氏盤に見る限り、その就いている官職は低い。これは小子が邑に原住していた士（王人・王臣）と同じ身分として処遇されていたことを示していると思う。時とともに采主の宗氏から分族していく者は身分が一段落ちてその家臣である士の列に加わつたからであらう。

ここまでの所論を図Ⅰに加えると図Ⅱのようになる。

【図Ⅱ】



春秋・戦国時代の庶人は自由人だとされているが、西周時代の庶人は僕とともに人鬲と称されていることからわかるように隸民としての要素が強かった。このことは鼎銘文からも窺える。

5 召鼎 (集成二八三八)

佳 (唯) 王四月既省 (生) 霸、辰在丁酉。井 (邢) 叔才 (在) 異、為 □ □。使厥小子鬻以限訟于邢叔、「我既贖汝五 (夫、効) 父用匹馬・束絲」。限許曰「既則俾我償馬、効 (父則) 俾復厥絲束」。贄・効父廼許。鼈曰「于王參門、□ □木楞、用微、「誕壳茲五夫、用百等。非出五夫、則 □ 檐」。廼留有檐眾覲金」。井 (邢) 叔曰、「在王人廼壳、用微、不逆付留、毋俾式于既。留則捧 (拜) 頤 (稽) 首、「受茲五 (夫) 曰陪曰恒曰劬曰魯曰省。事 (用) 等 (錡)」。曰 (以) 告、「既廼卑 (俾) 鄉 (饗)、曰 (以) 留酉 (酒) 徂 (及) 羊。絲 (茲) 三等 (錡) 用侄 (致) 茲人」。留廼每 (誨) 于鬲 (曰)、「女 (汝) 其舍鬻矢五秉」、曰、「必尚 (当) 卑 (俾) 処厥邑、田厥田」。既則卑 (俾) 復令 (命) 曰、「若 (諾)」。

ここに記す裁判は人物關係が錯綜しているので、それを説明しておこう。

・ 小子鬻は習の小子（小宗）で習の訴訟代理人。

・ 限は仲介業を営む商人。

・ 厩は采主貴族で売り主、訴訟の本当の被告。

・ 効父は厩の邑宰で庶人五夫を管理していた。よって厩の代理で売買の窓口となった。

銘文を直訳に近い形で書くと次のようになる。

習はその小子鬻を遣わして限を邢叔に「我は汝を仲介して五夫を買った。効父には代金として匹馬・束絲を渡した」と訴えさせた。限が認めて、「厩は我に馬を返還させ、効父は絲束を返還させた」と云った。質（厩）と効父はそれを認めた。鬻が云う「王の參門、□□木楞で徽（文契）⁽³⁾を作った、『ここに茲の五夫を売る。百守を支払う。もし五夫を出さなかつたら、則ち檐（契約違反）と□す』と。厩は檐（契約違反）し、銅を得ようと（銅払いを）強いている⁽⁴⁾」と。井（邢）叔が判決を下した、「王人が徽（文契）をして売ったのに、習に人を引き渡していない。厩に契約違反をさせてはならない」と。習は拝首し、「茲の陪・恒・劬・鏊・省の五夫を受け取り、鏊（銅貨）で支払います」と云った。邢叔は告げた、「厩には饗宴をし、習を酒と豚で饗応させよ、裁判費用の三守は厩に納入させよ」と。そこで習は厩（厩）に誨して「汝は鬻に矢五秉を与えよ」と云った。又「必ず（この五夫を）その邑に処らせ、その田を耕作させよ」と云った。厩は「諾」と返事をした。

これには習と厩の間で百鏊分を銅で支払うか代貨（匹馬・束絲）で支払うかをめぐって売買が中止されたことから裁判沙汰になった経緯が記されている。本稿で注目したいのは、売買されている五夫が、銘末に「必尚（当）卑（俾）処厥邑、田厥田」とあるように、売買されてももとの邑に居住することが許され、自己所有の田で耕作すること

とも許されていることである。僕や臣妾などの奴隷は売買されると身柄が移動するのに、彼らは身柄が移動していない。これらから見て、彼ら五夫は奴隷以上の身分、すなわち庶人であったことは間違いない。庶人の売買は臣妾などの売買とは違う。身柄が引き渡たされることはなく、もとの田と宅の使用権も移動しない。いったいなにが売買されたのかというと、その名籍と地租徴収権が売買されたとしか考えられない。つまり、庶人の売買はその名籍と地租徴収権だけの売買しか許されなかつたのである。彼らは人であつて、奴隷のように物扱いが許されない身分だつたからである。

公食貢、大夫食邑、士食田（受公田也）、庶人食力（各由其力）、工商食官、皁隸食職

この『国語』晋語の記述にいうように、士は原住している邑中の田の占有権を持ち、庶人は田の使用権を持つていた。田から得られた収獲は地租として士に納入され、士はその一部を後世の大夫に当たる采主に納入していた。士が原住している邑が采邑となつた後は、邑内の全ての土地の占有権は采主に移り、士は分与された田の二次占有権を持つ形になつたが、庶人は引き続き田の使用権を持つていた。士は庶人から地租を徴収し、その幾分かを采主に納入した。だから采主は一次徴収権を持ち、士は二次徴収権を持つていたのである。庶人の名籍や地租徴収権は売買できても、庶人の田の使用権は誰も奪うことができない権利であつた。庶人が他の隸民と違う点は、庶人が自己の身柄と田の使用権を誰も奪うことができない権利として保有している点にあつた。ただ庶人には采主がその名籍と地租徴収権を売買できるという一面を持つてゐる。この点で完全な自由民ではなかつたのである。

四百工

百工は単純な工人の集団ではない。種々の工種にわかれているうえに、上層から下層までである。作冊令方尊に見えるのはその上層部である。

6 作冊令方尊（集成六〇一六）

隹（唯）八月、辰才（在）甲申、王令（命）周公子明保、尹三事四方、受（授）卿事寮、丁亥、令（命）矢告
𠄎（于）周宮、公令祐（延）同卿事寮、隹（唯）十月月吉癸未、明公朝至𠄎（于）成周、祐（誕）令（命）舍
三事令、眾卿事寮眾者（諸）尹、眾里君眾百工、眾者（諸）侯侯田男、舍四方令（命）、既威令（命）、甲申、明
公用牲𠄎（于）京宮、乙酉、用牲𠄎（于）康宮、咸既、用牲𠄎（于）王、明公婦自王、明公易亢師鬯・金・牛、
曰、用禘（祓）、易令鬯・金・牛、曰、用禘（祓）、迺令（命）曰、今我隹（唯）令女（汝）二人亢眾矢、爽（尚）
𠄎（左）右𠄎（于）乃寮曰（以）乃友事、乍（作）冊令敢揚明公尹卒（厥）宣（貯）、用乍（作）父丁宝隣彝、
敢追明公賞𠄎（于）父丁、用光父丁、儻冊

これに「卿事寮、諸尹、里君、百工」とあるのによれば、周邦の行政官の末端の里君より下に位置する。この百工は戦国晩期の金文

7 十五年上郡守寿戈（集成一一四〇五）

十五年、上郡守寿（向寿）造、漆垣工師爽・丞羈・冶工隸臣猗、西都、中陽□□高奴

8 二十七年上守趙戈（集成一一三七四）

廿七年上守趙（司馬錯）造、漆工師豬・丞掀・工隸臣積

に見える工師に相当し、工人中の上層部で、官の一員であった。その属下にはここに見える「冶工隸臣犄、西都……」や「工隸臣積」のような奴隸の臣があつた。上層部は賜与にされることもなく、売買されることもなかったが、下層の工臣は賜与の対象にされた。

9 孟殷（集成四一六二、四一六三、六一六四）

孟曰、朕文考眾毛公・趙（遣）中（仲）征無需、毛公易（賜）朕文考臣、自罕（厥）工、对揚朕考易（賜）休、用室（鑄）茲彝、乍（作）罕（厥）、子子孫孫其永室

孟殷では毛公と遣仲の無需征伐で功績を立てた孟の父が毛公の所持する百工から工臣を賜与されている。

百工が官（有司）を含んでいるにもかかわらず、他の奴隸とともに奴隸身分中に挙げられているのは、その大部分が工臣であつたからだろう。

五 僕 馭

まず師馭殷を見てみよう。

10 師馭殷（集成四三二一）

隹（唯）王元年正月、初吉丁亥、白（伯）穌父若曰、師馭、乃且（祖）考又（有）爵（勛）于我家、女（汝）有隹（雖）小子、令（命）女（汝）死（尸）我家鬻鬲（司）我西扁（偏）・東扁（偏）、僕・馭（馭）・百工・牧・臣妾、東（董）哉（裁）内外、母敢否（不）善、易（賜）女（汝）戈珣戣（戚）必（秘）・彤屨（綏）・中（盾）

五・錫鐘一斝(肆)・五金、苟(敬)乃矧(夙)夜、用事、馱捧(扨)頤(稽)首、敢对(揚)皇君休、用乍(作)朕文考乙中(仲)鬻毀、馱其万年、子子孫孫、永宝用高(享)

ここで師黙に管掌することが命ぜられているのは「西偏・東偏」と「僕・駮(馭)・百工・牧・臣妾」である。西偏(西鄙)・東偏(東鄙)の小邑には庶人が居住し、農耕に従事していた。文中の「僕・駮(馭)・百工・牧・臣妾」は庶人以外の隷属民を列記したもので、西周金文にはこれ以上に隷民を詳述した例はない。

僕は以下の例にあるように賜与の対象になつていて奴隷であることは間違いない。

11 伯克壺(集成九七二五)

佳(唯)十又六年七月既生雨(霸)乙未、白(伯)大師易(賜)白(伯)克僕卅夫、白(伯)克对揚天右王白(伯)友(賄)、用乍(作)朕穆考後中(仲)障墉(甗)、克用匄鬻(眉)老無彊(疆)、克克其其子子孫孫永宝用高(享)

12 幾父壺(集成九七二二、九七二二)

佳(唯)五月初吉庚午、同中(仲)寘西宮、易(賜)幾父下(干、筭)奉(載)六・僕四家・金十鈞、幾父扨(扨)頤(稽)首、对揚朕皇君休、用乍(作)朕刺(烈)考障壺、幾父用追孝、其邁(万)年、子子孫孫永宝用

13 鬻鼎(集成二七六五)

佳(唯)三月初吉、鬻采邁于妣氏、任氏令(命)鬻事保卒(厥)家、因付卒(厥)且(祖)僕二家、鬻(蚬?)扨(扨)頤(稽)首曰、休朕皇君弗望(忘)卒(厥)宝臣、对易(揚)、用乍(作)宝障

14 旂鼎(集成二六七〇)

唯八月初吉、辰才(在)乙卯、公易(賜)旂僕、旂用乍(作)文公日乙宝障彝、鬻

僕という語は多様な使用のされ方をしている。第一が11～14にあるように奴隸の僕である。第二は僕馭の僕である。

15 令鼎（集成二八〇三）

王大藉（藉）農于淇田、錫（觴）、王射、有嗣（司）眾師氏・小子啣（合）射、王婦自淇田、王馭（馭）、濂（濂）（仲）僕、令眾奮先馬走、王曰、令眾奮、乃克至、余其舍女（汝）臣卅家、王至于濂（濂）宮、毆（撫）、令捧（捧）（誦）（稽）首曰、小子廼學、令対揚王休

これは淇田での藉田の帰りに王が騎馬で先導する令・奮とどちらが先に着くか賭をしたときのことを記したものが、王が馭となり、濂仲が馭をした。馭が御者であることは明白だが、僕の職掌ははっきりしない。おそらく通常は車長の雑務をこなし、その護衛をするのが職掌であったのであろう。だから、この僕はその役割や仕事の名であって身分を表していない。第三が16の車僕の僕である。

16 晋侯蘇鐘（新収八七〇一八八五）

佳王卅又三年、王親（親）適省東或（国）南或（国）、正月既生霸戊午、王步自宗周、二月既望癸卯、王入各成周、二月既死霸王寅、王饋（賙）往東、三月方死霸、王至于莒、分行、王親（親）令晋侯、逵（率）乃自（師）左澠（澠）北澠□、伐澠（夙）尸（夷）、晋侯鮒（蘇）折首百又廿、執噍（訊）廿又三夫、王至于重鹹（城）、王親（親）遠省白（師）、王至晋侯鮒（蘇）白（師）、王降自車、立南郷、親（親）令晋侯鮒（蘇）、自西北遇臺（敦）伐重鹹（城）、晋侯逵（率）卒（厥）亜旅・小子・戡人、先啟（陷）入、折首百執噍（訊）十又一夫、王至、淖淖列列、尸（夷）出奔、王令晋侯鮒（蘇）、逵（率）大室・小臣、車僕從、述（墜）逐之、〔晋〕〔侯〕折〔首〕百又〔二〕〔十〕、〔執〕噍〔訊〕廿夫、大室・小臣・車僕、折首百又五十、執噍（訊）六十夫、王佳反（返）、帰

才(在) 成周、公族整白(師) 宮、……

この場合は乗員・車徒を含めて一括して車僕と呼んでいる。第二の僕を広義に用いたためと考えられる。

第四が「僕墉」の僕である。この僕墉については、これを「僕馭、百工、牧、臣妾」と関連づけて奴隷の一種に含める説がある。⁽⁵⁾郭沫若は土田に附随する労働奴隷としているが、確かではない。僕墉は奴隷の名称とは思えない。それを明らかにしておく必要があるだろう。

僕墉という語は17、18の三器に見える。

17 逆鐘(集成六〇一六三)

隹(唯) 王元年、三月既生霸庚申、弔(叔) 氏才(在) 大廟弔(叔) 氏令(命) 史盥(猷?) 召逆弔(叔) 氏若曰、逆、乃且(祖) 考許政于公室今余易(賜) 女(汝) 盾五・錫戈・彤沙(蘇) 用鞶于公室僕臯(墉) 臣妾小子室家母又(有) 不鬮(聞) 智、苟(敬) 乃矧(夙) 夜、用粵(屏) 朕身、勿灋(廢) 朕命、母豕(墜) 乃政、逆敢撻(扞) 手頤(稽) □

18 五年珣生殷(集成四二九二)

隹(唯) 五年正月己丑、珣生(甥) 又(有) 事、鬻(召) 來合事、余猷癯(婦) 氏曰(以) 壺、告曰、曰(以) 君氏令(命) 曰、余老止(已)、公僕臯(墉) 土田多諫(争)、弋(式) 白(伯) 氏从許、公宕其參、女(汝) 則宕其式、公宕其式、女(汝) 則宕其一、余龜(惠) 于君氏大章(璋)、報孀(婦) 氏帛束・璜(衡)、鬻(召) 白(伯) 虎曰、余既噬(訊) 屢朕考我母令(命)、余弗敢鬻(乱)、余或至(致) 我考我母令(命)、珣生(甥) 則董(覲) 圭

19 五年珣生尊(『文物』二〇〇七年第八期一九頁図三二、二〇頁図三二)

隹(唯) 五年、九月初吉、鬯(召) 姜曰(以) 珣生貳(錫) 五尋(尋)・壺兩、君氏命曰、余老止、我僕臺(壚)
 往(土) 田多束(争)、弋(式) 許、勿吏(使) 散亡、余右其參(三)、宥其弋(二)、其甞(兄) 公、其弟乃
 余、鼯(惠) 大璋、報甞(婦) 氏帛束・璜(衡) 一、有鬲眾彝兩辟(璧)、珣生对揚朕宗君休、用乍(作) 鬯
 (召) 公鬯銀、用斚(析) 通象(祿)、得屯(純) 霽(靈) 冬(終)、子孫永宝用之昌(享)、其又(有) 敢嚙(乱)
 茲命、曰女(汝) 事鬯(召) 人、公則明巫(極)

確かに17では臣妾、19では徒と連称されていて、臣妾と同類のように見える。18の「僕壚土田」が『左伝』の「土田陪敦」や『毛詩』の「土田附庸」と同じものを指すことは王国維の時代にすでに指摘されている。僕・陪・附が通仮すること、敦が章字の誤であることもすでに知られている。「土田陪敦」という語は『左伝』定公四年では次の場面に使用されている。

20 『左伝』定公四年

昔武王克商、成王定之、選建明德、以藩屏周、故周公相王室、以尹天下、於周為睦、分魯公、以大路大旂、夏后氏之璜、封父之繁弱、殷民六族、条氏徐氏蕭氏索氏長勺氏尾勺氏、使帥其宗氏、輯其分族、將其類醜、以法則周公、用即命于周、是使之職事于魯、以昭周公之明德、分之土田陪敦、祝宗卜史、備物典策、官司彝器、因商奄之民、命以伯禽、而封於少皞之虛。

ここには魯公封建のときに分与されたものが書いてあるのだが、前後の分与物は異なる分与物ではない。同じことを前文と後文に繰り返して述べているのである。これを土田を除いて整理すると次のようになる。

(後文記述)

(前文記述)

備物典策、官司彝器……………大路大旂、夏后氏之璜、封父之繁弱

陪敦、祝宗卜史……………殷民六族、条氏徐氏蕭氏索氏長勺氏尾勺氏

つまり、「備物典策、官司彝器」のうち備物の典型的なものが「大路大旂、夏后氏之璜、封父之繁弱」であり、「陪敦、祝宗卜史」のうちの陪敦が「殷民六族、条氏徐氏蕭氏索氏長勺氏尾勺氏」である。「祝宗卜史」はその内容を説明したもので、六族中に祝宗卜史を職掌とする宗族が含まれていたことを表現している。

こうして見てくると、僕墉というのは士・庶人・類醜などを指す語で、采主とその分族を除く被支配者を意味していたと推測できる。

21 『毛詩』魯頌・閟宮

王曰叔父、建爾元子、俾侯于魯、大啓爾宇、為周室輔、乃命魯公、俾侯于東、錫之山川、土田

この「附庸」もそう考えれば理解がしやすい。17に「僕墉臣妾」とあり、僕墉と臣妾とあるのは、僕墉には広義と狭義があり、狭義の場合には臣妾を含まなかったと思う。奴隸は士・庶人の所有物であり、士・庶人といえ、奴隸に言及しなくても、当然彼らに附随していたからである。

僕墉は本来「附墉」と書くべきものであったはずだ。墉は城の古字で城壁で囲まれた邑を意味する。采主がその城邑を賜与されたときには、2で宜地に封建された宜侯から見ると、宜邑という城邑に原住している士・庶人・鬲(隸)などは邑に附随していた人々と見えたはずである。封建領主や采主から見た場合の邑の原住民、即ち邑人を表すのがこの語であったと思う。

六 臣妾・牧

臣妾は次の金文にあるように賜与の対象になっていて奴隸であることは間違いない。

22 菁馭(新収一八九一)

佳(唯) 十月初吉壬申、馭(馭) 戎大出于櫛(櫛)、菁搏(搏) 戎、執噉(訊) 隻(獲) 飛(馘)、櫛(櫛) 侯
菁馬四匹・臣一家・貝五朋、菁揚侯休、用作(作) 櫛(櫛) 中(仲) 好賓

作冊折方彝(集成九八九五)

佳(唯) 五月、王才(在) 片、戊子、令(命) 作冊折兄(貺) 聖土于相侯、易(賜) 金、易(賜) 臣、揚王休、
佳(唯) 王十又九祀、用作(作) 父乙尊、其永宝、木羊冊

23 作冊旂觥(集成九三〇三)

佳(唯) 五月、王才(在) 片、戊子、令(命) 作冊旂兄(貺) 望(聖?) 土于相侯、易(賜) 金、易(賜) 臣、
揚王休、佳(唯) 王十又九祀、用作(作) 父乙尊、其永宝、木羊冊

24 復尊(集成五九七八)

匱(燕) 侯賞復(奭) 衣・臣妾・貝、用作(作) 父乙宝罍彝、鬯

25 耳尊(集成六〇〇七)

佳(唯) 六月初吉、辰才(在) 辛卯、侯各于耳、甗侯休于耳、易(賜) 臣十家、徵師耳对賜(揚) 侯休、肇乍
(作) 京公宝罍彝、京公孫子宝、侯万年寿考・黄耆、耳日噉(受) 休

26 黷設（集成四二一五）

唯王正月、辰才（在）在甲午、王曰、黷、命女（汝）嗣（司）成周里人、眾者（諸）侯・大亜、噬（訊）訟罰、取遣（黷）五俘（鏹）、易（賜）女（汝）尸（夷）臣十家、用事、黷捧（拜）頤（稽）首、对揚王休命、用乍（作）宝設、其子子孫孫宝用

27 叔德設（集成三九四二）

王易（賜）弔（叔）德臣孀十人・貝十朋・羊百、用乍（作）宝墜彝
易旁設（集成四〇四二、四〇四三）

易旁曰、趙（遣）弔（叔）休于小臣貝三朋・臣三家、对罕（厥）休、用乍（作）父丁墜彝

28 令鼎（集成二八〇三）

王大藉（藉）農于謀田、錫（觴）、王射、有嗣（司）眾師氏・小子啣（合）射、王婦自謀田、王駮（馭）、濂（濂）（仲）僕、令眾奮先馬走、王曰、令眾奮、乃克至、余其舍女（汝）臣卅家、王至于濂（濂）宮、毆（撫）、令捧（拜）頤（稽）首曰、小子廼学、令对揚王休

先に挙げた師馱設の「僕馭、百工、牧、臣妾」という表現を見る限り、僕と牧・臣妾は奴隷中の異なる身分に見えるが、果たしてそうなのだろうか。すでに見てきたように西周金文中には「僕某家」「臣某家」を賜与した例はある。しかし、僕と臣を同時に賜与した例はない。臣と他の奴隷を同時に賜与したことを記述している唯一の例外が次の銘文である。

29 作冊夊令設（集成四三〇〇、四三〇一）

佳（唯）王于伐楚、白（伯）才（在）炎、佳（唯）九月既死霸丁丑、乍（作）冊夊令墜俎于王姜、王姜商（賞）

令貝十朋・臣十家・鬲百人、公尹白(伯)丁父兄(貺)于戊、戊冀嗣(司)乞(訖)、令敢揚皇王宣(貯)、丁公文報、用頤(稽)後人言(享)、佳(唯)丁公報、令用奔(深)辰(張)于皇王、令(命)敢辰(張)宣(貯)、用作(作)丁公宝毀、用障事于皇宗、用鄉(饗)王逆迺(造)、用劓寮(僚)人、婦子後人永宝、雋冊

この29に「臣十家・鬲百人」とあつて臣と鬲が同時に賜予されたと記述してある。これを以て臣と鬲は別種の奴隷であることができようか。むしろこの場合は家庭を有する奴隷十家と独身の奴隷百人ということを表現しているのであつて、それ以上の意味はないだろう。臣と他の奴隷を区別したものは存在しない。恐らく奴隷身分は臣妾の一つだけで、他は職掌の違いによる呼称の違いであつたと思う。放牧しながら牛・羊・馬を飼う臣を牧、厩舎で馬を飼い、車の馭を勤める臣を馭、主人の身の周りの雑務をこなす者を僕、工房にあつて工人として働く臣を工と呼んだと思う。季姫尊(新収 三六四)には狩り用の敗臣というものが見える。

30 季姫尊(新収三六四)

佳(唯)八月初吉庚辰、君命宰弗易(賜)弟季姫敗臣于空桑、卒(厥)師夫曰丁、曰(以)卒(厥)友廿又五家、析(?)易(賜)卒(厥)田、曰(以)生馬十又(五)匹・牛六十又九叔・羊二百又卅十又五叔・禾二鬲(廩)、其対揚王(皇)母休、用作(作)宝障彝、其邁(万)〔年、子孫〕永宝用

また作冊麦方尊には諸胤臣というものが見える。

31 作冊麦方尊(集成六〇一五)

王命辟井(邢)侯出勅(坯)、侯𠄎(于)井(邢)、雫若二月、侯見于宗周、亡述(尤)、迨(会)王饗登京、酏祀、雫若翌日、才(在)璧(辟)黼(雍)、王乘𠄎(于)舟、為大豊(礼)、王射大𦉳(鴻)禽、侯乘𠄎(于)赤旅舟、従、死戚、之日、王曰(以)侯内(入)𠄎(于)寤(寢)、侯易(賜)玄周(琯)戈、雫王才(在)庇、

巳夕、侯易（賜）者（諸）夙臣二百家、劑（齋）用王乘車・馬・金勒・一（幘）・衣・市（紱）・鳥、唯婦、遲（揚）天子休、……

このように臣には武臣もあり、田獵用の敗臣もあった。金文に出てくる臣は奴隸という共通項以外に一つに括れない。また臣妾も他の奴隸と異なった待遇にあった様子がない。職掌によつて奴隸の名称が僕であったり、馭であったり、百工であったりするだけに見える。奴隸の中が幾つかの身分に分かれていると考えるのは無理である。身分は臣妾が一つだけだっただろう。『左傳』の「人有十等」に記す奴隸の等級は、本当にその通りであったとは思えないが、後世の職業観に基づくランク付けと考えられる。雲夢秦簡には鬼薪白粲や城旦舂などともに隸臣妾というものがあり、鬼薪白粲・城旦舂・隸臣妾とランクをなしていたとされているが、労働刑の肉体労働の軽重の名称であり、奴隸のランクではない。

臣妾は田の耕作にも用いられた。この場合の呼称は臣妾のままである。

32 大克鼎（集成二八三六）

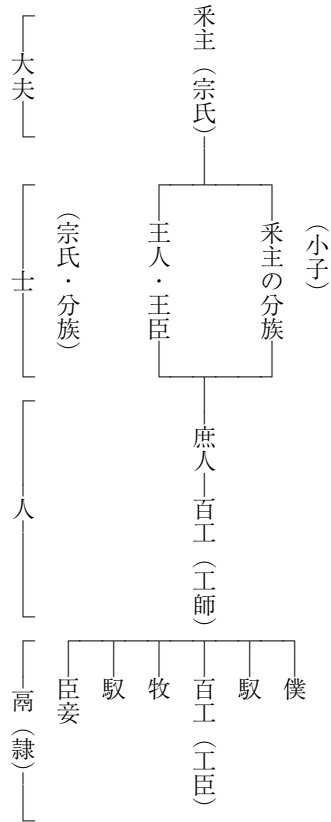
……王若曰、克、昔余既令（命）女（汝）出内（入）朕令（命）、今余佳（唯）黜（申）臺（就）乃令（命）、易（賜）女（汝）叔（菽）素（市）紱（紱）・參同（綱）・莖（葱）、易（賜）女（汝）田于埜、易（賜）女（汝）田于溁、易（賜）女（汝）井（邢）寓（鬲）田于啍（峻）、曰（以）与（与）乎（厥）臣妾、易（賜）女（汝）田于康、易（賜）女（汝）田于匭、易（賜）女（汝）田于陔、易（賜）女（汝）田于寒山、易（賜）女（汝）史・小臣・甯（靈）蘇鼓鐘、易（賜）女（汝）井（邢）微（鬲）人、鬻（鬻）易（賜）女（汝）井（邢）人奔于量、敬胤（夙）夜用事、勿瀆（靡）朕令（命）、克擗（擗）頤（稽）首、敢对揚天子不（丕）頤魯休、用乍（作）朕文且（祖）師華父宝鬲彝、克其万年無疆（疆）、子子孫孫永宝用

文中の「賜汝邢寓芻田于啗（峻）、以厥臣妾」は田を臣妾が耕作していたことを示している。采邑を与えられた貴族は采主となる。新しく邑を作ったのではない限り、その邑には士・庶人などが先住していた。采主は士が占有している公田を安堵して、第一次占有権を持つ。その時点で士の占有権は第二次占有権となる。庶人は新たに采主が登場しても公田を使用する使用権を持ち続ける。魯鼎にあるように庶人が他の采主に名籍と地租収益権を売買されても、田の使用権を持ち、もとの邑に住み続けたり、売買されたり賜与に使われる田は一体どこからきたものだろうか。殷・西周時代には開墾できる未耕地が多かった。人さえいれば、田を増やすことは容易であった。だから、買い入れたり、王から賜与された臣妾を使つて開墾することが頻繁に行われたに違いない。こうして増えた新田は売買、賜与に使われることもあったが、多くは自己の臣妾に耕作させたと思われる。

田作に用いられた臣妾は『左伝』では臺と呼ばれたとされているが、これまた職掌による名称の違いだけで、それ以外に意味があつたとは思えない。

結　　び

ここまで述べたことを纏めると次のように図示できる。



采邑として采主に与えられる前の邑に原住し、姓を有し、宗族組織を有する王人・王臣層は采主と庶人の間にあって、春秋時代以後の士と呼ばれる階層に相当する。西周時代にこの層が士と呼ばれていたという確証があるわけではないが、本稿ではこの層を士と呼んだ。この層が士に発展したことは間違いないので、決して誤った名称ではないと思う。後に士は大夫から分族した者を加えて増加する。大夫の家臣である士の中に異姓の士が含まれているのは、春秋時代に氏族が分解して氏族成員が他の大夫の下に身を寄せるようになってから始まったことではない。異姓の士の一部は采主が采邑を与えられたときにはすでに采邑に原住していた。采主はこれを士として家臣に取り込んだ。その後、分解した氏族からさらに流入してきて春秋時代の士の層は構成されたのである。

邑中の氏族は長い年月の間に士の階層と淪落した階層に分化し、前者は宗を中心とした血縁組織である宗氏・分族を形成し、後者はそこから除外されて庶人となって、邑の主要な二階層になった。よって庶人は士と遠祖が同じとい

う意識を共有し、邑中の自己使用の田は誰にも奪われるものではなく、自己に属する田という意識を持っていたと考えられる。なお、これらのことはまだ多くの検証が必要であり、今後、さらに深めた研究をしなければならぬ。

略称

集成 中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』中華書局、二〇〇七年

新収 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新収殷周青銅器銘文暨器影彙編』芸文印書館、二〇〇六年

注(1)

- 非常に多くの論文・著書があるので代表的なものをあげる。郭沫若『十批判書』(『郭沫若全集』歴史編、第二卷、人民出版社、一九八二年、所収)。同『奴隸制時代』(『郭沫若全集』歴史編、第三卷、人民出版社、一九八四年、所収)。陳夢家『殷虚卜辞綜述』(中華書局、一九八八年)。楊楫『論殷末周初的社会性質』(歴史研究編輯部『中国古代分期問題討論集』)。胡厚宣『殷代非奴隸社会論』(『甲骨学商史論叢初集』齊魯大学国学研究所、一九四四年)。趙錫元『試論殷代的主要生産者『衆』和『衆人』的社会身分』(『東北人民大学人文科学学报』一九五六年、第四期)、同『再論商代『衆人』的社会身分』(『吉林大学科学学报』一九八二年、第四期)。束世澂『夏代和商代的奴隸制』(『歴史研究』一九五六年、第一期)。韓連琪『殷代的社会生産和奴隸制特徵』(『文史哲』一九八二・六)。張永山(胡厚宣等『甲骨探史録』新華書店、一九八二年)。金景芳『中国奴隸社会史』(上海人民出版社、一九八三年)。陳福林『試論殷代的衆、衆人与羌的社会地位』(『社会科学战线』一九七九年、第三期)。裘錫圭『関于商代的宗族組織与貴族和平民兩個階級的研究』(『文史』第一九輯)。
- (2) 本稿は別稿「衆人新釈」と前後して書いた。どちらが先に出版されるのかわからないので、「衆人新釈」と記述が重なっている部分がある。衆人の論証にも庶人の論証にも同じ論証が必要なのでそうせざるを得なかった。読者の諒解を乞う。

(3) 徵は『戦国策』齊策「讓王為太子徵」の鮑彪注に「徵、猶信也」と云い、『尚書』胤征「明徵定保」の孔安国伝に

- 「徵、証」と言い、『論語』八佾「杞不足徵」の朱熹集注に「徵、証」と云う。文意から「文契」「信文」即ち契約書のこと。
- (4) 覬は『広韻』虞韻に「覬、覬覬、欲得」と云う。盗み得ることで、詐取。
- (5) 沙文漢『中国奴隸制度的検討』（上海社会科学院出版社、一九八四年）。陳連慶「春秋奴隸考略」（『中国古代史論叢』八、一九八三年）。